

# 令和4年度地域診療情報連携推進費補助金について (電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業) 【概要】

## 1 事業の目的

令和4年度地域診療情報連携推進費補助金(電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業)は、HPKI<sup>(注)</sup>認証局である公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)、公益社団法人日本薬剤師会(以下「日本薬剤師会」という。)及び一般財団法人医療情報システム開発センター(以下「MEDIS」という。)が電子処方箋に必要な電子署名を行うためのHPKIについて普及事業を実施することにより、電子処方箋導入促進に資すること。

(注)「Healthcare Public Key Infrastructure」の略称。保健医療福祉分野の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師など)保有情報を含んだICカード等を指す。

## 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、日本医師会、日本薬剤師会及びMEDIS

## 3 事業内容

HPKI認証局である日本医師会、日本薬剤師会及びMEDISが医師、薬剤師又は歯科医師<sup>(注1)</sup>の資格を有する者に交付<sup>(注2)</sup>し、そのHPKIカード<sup>(注3)</sup>の発行費用の一部を補助すること。

(注1)オンライン資格確認の導入に向けて顔認証付きカードリーダーの申込みが完了した施設に所属する医師等。

(注2) HPKIの交付とは、電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書を交付することとする。大量申請等により、いずれか一方が先行して交付される可能性がある。カードレスに対応したセカンド証明書が交付された時点を交付完了とする。

(注3)この概要におけるHPKIカードとは、電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書の双方を指す。

(医師等がHPKI認証局に支払うHPKIカード発行費用一部補助の仕組み)

HPKI認証局の定める発行申請手続きに基づき、HPKI認証局にHPKIカードの発行を申請し、下表の『補助適用前発行費用』から『補助額』を差し引いた『補助適用後発行費用』をHPKI認証局に支払う<sup>(注)</sup>ことにより、HPKIカード発行費用の補助とする。

(注)HPKI認証局は、医師等の申請者に対して下表の補助適用後発行費用を請求する。

<各認証局発行費用>

認証局	区分	補助適用前発行費用 (税込)	補助額 (税込)	補助適用後発行費用 (税込)
日本医師会	—	5,500円	2,750円	2,750円
日本薬剤師会	会員	19,800円	5,500円	14,300円
	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人 医療情報システム開発センター	—	26,950円	5,500円	21,450円

<HPKI認証局>

(日本医師会電子認証センター)

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

(日本薬剤師会認証局)

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html>

(一般財団法人医療情報システム開発センター)

[https://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](https://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

## 4 補助事業の交付対象

HPKIカード発行費用の補助事業の交付対象は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)が定められた日から令和5年3月31日までに医師等の有資格者からの申請を受理したもので、事業開始日以降に交付したものの。